

雑がみとトイレットペーパーの交換回収を始めます

さらなる紙リサイクルの促進を目的として、家庭から発生する「雑がみ」と「トイレットペーパー」の交換回収を開始します。

受付開始日 6月15日(水)

とき 月・水・金曜日午前8時30分～午後5時(開庁日に限る)

ところ 市役所本庁舎

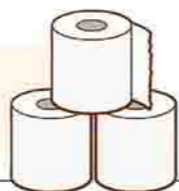
対象 市内に住所を有し、居住している人

交換内容 雑がみ1kg当たりトイレットペーパー1個と交換

交換対象の雑がみ 新聞・雑誌・段ボール以外の再資源化できる紙(詳しくは市ホームページに掲載の分別表を確認してください。別表1に抜粋して掲載)

※汚れやにおいのついたもの、防水加工やコーティングされたものなどはリサイクルに適さないため、回収できません(禁忌品=別表2を参照)。禁忌品は返却しますので、燃えるごみとして出してください
※交換回数に上限はありません

問合せ先 環境森林課(☎2114)



〈交換方法〉

- ①雑がみを環境森林課窓口を持ち込む
※雑がみは、紙袋に入れたり、ひもでしばるなどして、散らばらないように持参する
- ②「雑がみ交換申込書」を記入する
- ③雑がみの計量が行われ、重量に応じた個数のトイレットペーパーと交換される



(別表1) 「雑がみ」の例 ※詳しくは、市ホームページを確認してください▶

五十音	品目	注意事項
あ	色紙(折り紙)	金色・銀色の色紙は除く
	お菓子の箱(紙の箱)	ビニールなどは取り除く
か	紙袋	持ち手が紙製でないものは、その部分を取り除く
	カレンダー	金具やプラスチックは取り除く
	牛乳パック(紙パック)	裏側が銀色(アルミコーティング)の紙パックは除く 注ぎ口にプラスチック部分がある場合は取り除く
た	チラシ	
	ティッシュペーパーの箱	取り出し口のビニールは取り除く
な	ノート	
	はがき	防水加工されているもの、写真印刷用、圧着はがきは除く
ま	封筒	窓部分のビニールやセロハンは取り除く
	名刺	
	メモ用紙	



(別表2) 「禁忌品」の一覧 ※回収できません。注意してください!

禁忌品の種類(紙)	例・説明
昇華転写紙(アイロンプリント紙)、捺染紙	絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙
においのついた紙	洗剤・線香・化粧品・薬品・石けん・たばこの箱など
油や食品で汚れた紙	宅配ピザ・ケーキ・ドーナツ・弁当の箱、ティッシュなど
水に溶けない紙、コーティングされた紙	写真、アルバム、シール・シール台紙、ガムの包み紙など
防水加工された紙	紙コップ、紙皿、ヨーグルト・カップ麺の容器など
合成紙	ケーキ・キャラメル包装紙、クッキングシートなど
感熱紙	レシート、ファクスロール紙など
クレヨン、油性絵の具で描かれた紙	油の成分が再生品の品質を落とすため
複写用紙(カーボン紙、ノーカーボン紙)	宅急便等の複写伝票など
紙以外の禁忌品(異物)	粘着テープ類、ファイルの金具、金属クリップ類、フィルム類、ワッペン類、ガラス製品、発泡スチロール

※禁忌品とは「製紙原料にならないもの」です。あらかじめ取り除いてください



「紙」は最も身近な資源です

古紙はリサイクル・回収に出しましょう

新聞紙やダンボールだけでなく「雑がみ」も回収しています

使用済みの紙製品(古紙)はリサイクルができるため、古紙を燃えるごみで捨てることは、身近な資源を捨てていることと同じです。森林資源の持続可能な利用と、廃棄物を減量するため、古紙を捨てる前に、まずはリサイクルを考えましょう。詳しくは、環境森林課(☎2114)へ。

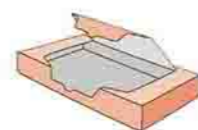
古紙を分別しましょう

古紙は、新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみに分類されます。そして、回収に出す際に注意すべきことは、分別すること、リサイクルに適さないもの(禁忌品)を取り除くことです。古紙は分類により材質が異なり、適した紙の原料に使うため、分別が必要になります。



「雑がみ」とは

新聞・雑誌・段ボール以外の再資源化できる紙のこと、普段、燃えるごみとして捨てられがちなメモ用紙、カレンダー、トイレットペーパーの芯、お菓子の箱などが該当します。日本の古紙回収率は、8割ほどといわれており、さらに回収率を



回収場所について

古紙は「資源ごみ」として、各区の集団回収に出すことができます。詳しくは、地域の回収団体(自治会、育成会など)へ問い合わせてください。

雑がみの保管方法

高めるためには「雑がみ」の回収率を上げる必要があります。大きいものはそろえて紙ひもなどでまとめてください。小さいものは、紙袋にまとめてください。

普段から、ごみ箱の近くに紙袋を用意することで、意識して分別することができず。ぜひ、実践してみしましょう。



Q 古紙はひもではなくテープでまとめても良いですか?

A 粘着テープはリサイクルに適さないため、使用しないでください

Q リサイクルで雑がみは何に生まれ変わりますか?

A 印刷用紙、段ボールの中芯、厚紙、絵本などになります

Q 紙マーク・紙パックマークがある物は、すべて雑がみに該当しますか?

A 紙マークは、紙製の容器包装であることを識別するものであり、紙パックと共に、雑がみに該当します。ただし、汚れ、においがついた物や、防水加工がされた物などは、リサイクルができないため、燃えるごみに出してください



【参考】

ごみの分別に迷ったら、市ホームページ「家庭ごみ分別辞典」を確認してください▶

